

発議第8号

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成21年11月30日提出

提出者 高山市議会議員 下山 清 治

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
中 田 清 介
水 門 義 昭
野 村 末 男
木 本 新 一
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

提案理由

議員報酬月額を改定するため改正しようとする。

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(議員報酬の額) 第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。		(議員報酬の額) 第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	504,000円	議長	502,000円
副議長	456,000円	副議長	454,000円
議員	429,000円	議員	427,000円

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。